

## 太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び太田市都市計画公聴会規則（平成17年太田市規則第207号）第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、同規則第3条第1項の規定により公告する。

令和7年5月14日

太田市長 穂積昌信

### 記

- 開催期日 令和7年6月5日（木）午後2時から
- 開催場所 花と緑の課 2階
- 作成しようとする都市計画の案の概要
  - 種類 太田都市計画公園（都市計画原案は、太田市行政事業部花と緑の課において、令和7年5月15日（木）から同年5月29日（木）まで閲覧に供する（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、（休日）という。）を除く。）。）
  - 名称及び区域

| 名称     | 区域      |
|--------|---------|
| 西新町南公園 | 太田市西新町  |
| 備前島公園  | 太田市備前島町 |

- 公述の申出及び提出期限  
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、太田市行政事業部花と緑の課に用意してある公述申出書に住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記入し、市長宛てに令和7年5月15日（木）から同年5月30日（金）までに下記に到着するよう提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。

〒373-0032 太田市新野町80番3号 太田市役所行政事業部花と緑の課

- 公述人の選定  
公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから市長が選定し、その旨を通知する。
- その他  
公述の申出がない場合は、公聴会は中止するものとし、その旨を公聴会開催予定日の3日前に太田市行政事業部花と緑の課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。